

平成30年第4回
利根町議会定例会会議録 第2号

平成30年12月13日 午前10時開議

1. 出席議員

| | | | |
|----|--------|-----|--------|
| 1番 | 大越勇一君 | 7番 | 高橋一男君 |
| 2番 | 新井滄吉君 | 8番 | 今井利和君 |
| 3番 | 石山肖子君 | 9番 | 五十嵐辰雄君 |
| 4番 | 花嶋美清雄君 | 10番 | 若泉昌寿君 |
| 5番 | 新井邦弘君 | 11番 | 石井公一郎君 |
| 6番 | 坂本啓次君 | 12番 | 船川京子君 |

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

| | | |
|-------------------------------|---|--------|
| 町 | 長 | 佐々木喜章君 |
| 教 育 | 長 | 杉山英彦君 |
| 総 務 課 | 長 | 清水一男君 |
| 企 画 課 | 長 | 飯塚良一君 |
| 財 政 課 | 長 | 武藤武治君 |
| 税 務 課 | 長 | 赤尾津政男君 |
| 住 民 課 | 長 | 金子三千雄君 |
| 福 祉 課 | 長 | 大塚達治君 |
| 子 育 て 支 援 課 | 長 | 岡野成子君 |
| 保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長 | | 狩谷美弥子君 |
| 環 境 対 策 課 | 長 | 大津善男君 |
| 保 険 年 金 課 長 兼 国 保 診 療 所 事 務 長 | | 川上叔春君 |
| 経 済 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | | 大越直樹君 |
| 都 市 建 設 課 | 長 | 石川篤君 |
| 会 計 課 | 長 | 佐藤宏君 |
| 学 校 教 育 課 | 長 | 大越克典君 |
| 生 涯 学 習 課 | 長 | 野田文雄君 |

1. 職務のため出席した者の氏名

| | |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 六 本 木 通 男 |
| 書 | 荒 井 裕 二 |
| 書 | 野 田 あゆ美 |

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

平成30年12月13日（木曜日）

午前10時開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分開議

○議長（船川京子君） おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

○議長（船川京子君） 日程第1，一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

1番通告者，6番坂本啓次議員。

〔6番坂本啓次君登壇〕

○6番（坂本啓次君） おはようございます。本日は、忙しい中、傍聴に来ていただいて、まことにありがとうございます。

私は1番目の質問者となりますが、きのうテレビで見ていると、ことしの漢字の一字が「災」、災難の「災」でしたから、私のために書いてくれたのかなと思ってうれしい気持ちでいましたけれども、それでは災いについての質問を始めたいと思います。

本日は4点についてお伺いします。

まず初めは、台風24号の風水害について。

9月下旬に台風が当地区を襲い、そのときの被害はかなりのものでした。町全体で早朝より午後4時ぐらいまで停電になった地域もありました。また、風害により家屋の損壊も

あったと聞きますが、町民の皆様からの被害の相談、または家屋被害報告等はどのようなものがあったのか伺いたいと思います。

2番目は自席にて聞きますので、よろしくをお願いします。

○議長（船川京子君） 坂本啓次議員の質問に対する答弁を求めます。

佐々木町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） 皆さんおはようございます。それでは、坂本議員の質問にお答えをいたします。

9月下旬の台風24号の風害による町民の皆様からの被害の相談、または家屋被害報告等はどのようなものがあったのかとのご質問ですが、9月30日の夜から10月1日の未明にかけて、東日本を縦断した台風24号は、各地に大きなつめ跡を残し、本町でも停電や町道への倒木などの被害をもたらしました。

初めに、町の対応について申し上げますと、9月30日の日曜日に気象庁等の情報をもとに被害が発生することが予想されましたので、午前11時に災害警戒本部を役場に設置し、台風の進路状況などの情報に基づき、町民の安全を第一に考え、午後2時に保健福祉センターを指定避難所として開設いたしました。

自主避難される方は安全を確認した上で避難されるように、防災無線、エリアメールで周知を行いました。さらに、翌朝には台風が通過すると予想されましたので、通勤前の午前7時から都市建設課職員による道路パトロールを実施し、必要に応じ応急措置をとり、安全確保を図るよう指示したものであります。

また、台風が夜中から未明にかけて通過する情報でありましたので、職員2名による待機体制をとり、住民等からの問い合わせに対応させました。

翌日、都市建設課職員による道路パトロール終了後、災害警戒本部を開催し、各対策部からの被害報告に基づき対策をとったものであります。

そこで、質問の被害状況と、その対策を具体的に申し上げますと、まず、避難者の状況としましては、3世帯3名の方が避難されてきましたが、朝方には帰宅されました。

次に、家屋被害で確認できたのが屋根瓦の一部が落下したことや、雨樋の破損等の被害が9件発生していたことから、災害ごみが発生することが予想されましたので、一時的に保管場所の確保を図りました。

町道の被害につきましては、道路への倒木が9件、その他道路も含めて枯れ枝や飛散物が町内随所で見られましたので、必要に応じ応急措置をとり、通学路等の道路の安全確保を図りました。

また、停電が発生しまして、東京電力によりますと、10月1日の午前1時ごろから午後11時ごろまでの約22時間にわたり、文地区の一部を除く町内ほぼ全域で延べ約5,900軒発生したと聞いております。この影響により、布川小学校、文間保育園、東文間保育園では

水道の給水ポンプが停止し断水状態になり、文間・東文間保育園や一部の地域には押付地区水防センターから飲料水を輸送し配布しております。なお、布川小学校では午前10時半ごろに停電は解消されたものの、給食がつくれないうえ、午後から休校といたしました。

今回の台風による町民の皆様からの被害相談につきましては、ほとんどが停電についての内容でございました。

主な被害状況及び相談内容については、以上でございます。

○議長（船川京子君） 坂本議員。

○6番（坂本啓次君） ただいま町長のお答えがありました。私は心配で保健センターのほうに見に行ったら、3人の方が話されておりました。その3人の方に聞いたら、例年だと3時か4時ごろになった勧告が、先ほど町長が言ったように、2時ごろと、早目に避難もされ物すごく安心しましたと喜んでおりました。

今、私が感じていることは、ああいう災害のときは、できれば町としては早急に対処するということが一番大事だと思いますので、今回はまあまあよかったのかと思います。

それと、私もあの後、いろいろなところ視察して見てみたのですが、私の住んでいる福木というところに電柱がございまして、あれは東電の担当らしいけれども、電柱が反り返っていますから、ああいうのも町としては早急に東電のほうに相談して直してもらおうとか、何かの措置をしてもらいたいと思います。

というのは、何で停電が長かったんだと私の知り合いの電気屋さんに聞いたら、町の防犯灯とか街路灯とか、そういうのがいろいろなところに何百本とあるらしいんです。それがどこで切れているかというのが察知できなくて、それで対処が遅くなったんだという言いわけをしていましたので、いろいろな件で歩くと思いますが、私の見た限りでは防犯灯は1件ぐらいしか気がつかないけれども、何百本もあるんだとしたら、今度は町の人たちもそういうのを対象にしながら、できるだけ町民の皆様の安心・安全を早急に解決できるように努力してもらいたいと思います。

今回のことは、急激な被害であったので仕方がないかと思いますが、今後はそのようにしてもらいたいと思います。

続きまして、2番目の、当町は利根川に隣接しており、利根川の氾濫や堤防の決壊など甚大な被害に直面する危険性もあるが、住民の避難を含め、それらを想定した対策や対応はどうなっているかお伺いしたいと思います。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 利根川の氾濫、決壊など甚大な被害の危険性があるときに、住民の避難を含め、それらを想定した対策や対応についてとのお質問ですが、利根川が氾濫、決壊の危険性があるときは、まずは住民が早目の避難行動が行われるように、町では避難準備、避難勧告、避難指示情報の発令体制の確立が重要であると考えております。

氾濫等の危険性については、災害発生の予測が困難な地震と異なり、台風の進路や気象

情報を水戸地方気象台より収集し、また、鬼怒川、小貝川の河川を管理している下館河川事務所や利根川下流を管理している利根川下流河川事務所からは、河川の水位情報などを収集しております。

これらの情報を集約することで、氾濫発生までの事態の進行がある程度予測できますので、私を本部長として教育長、全課長で組織する災害対策本部を設置しまして、収集しました情報をもとに的確な時期に避難勧告等の指示を命令することとなります。

また、住民への周知方法としては、防災行政無線、エリアメール等により周知を行うこととなります。

このような発令体制の確立については、年2回の職員による防災訓練を実施しまして初動対応の訓練を行っておりますし、下館河川事務所と利根川下流河川事務所とも、毎年、小貝川、利根川において堤防決壊による氾濫が発生した想定で、事務所長から私へ直接連絡をいただけるホットラインの訓練も行っております。

また、利根川の氾濫等における指定避難所の対応につきましては、現在、町では15カ所を指定避難所として指定しておりますが、うち洪水時における指定避難所は町内10カ所の施設を指定しております。

しかし、町の地形として文地区、文間地区、布川地区等の一部が高台であります。その他の地区は浸水想定区域になっておりますので、全ての避難者が避難できない状況にあります。

そこで、広域避難として町内の指定避難所のほかに、近隣自治体の施設への避難先及び避難路を定める稲敷広域消防本部圏内の市町村広域避難所計画を、圏内の市町村において作成を進めているところであります。

また、住民の方々の洪水等における指定避難場所や情報収集の方法については、小貝川、利根川が大雨によって氾濫した場合に、浸水する区域や水深を示した洪水ハザードマップを作成し、町民に配布しております。そのハザードマップの中に洪水時の避難場所や気象情報の収集手段等を掲載しております。

今年度は防災に関する防災手引き書の作成を進めており、指定避難所等の避難行動のポイント、気象情報の入手方法等を紹介し、ハザードマップとともに全戸配布を予定しているところでございます。

町でも国土交通省、県、関係市町村や関係機関による連携のもと、今後も継続して減災等に関する情報の共有や情報の収集を行い、安全・安心なまちづくりに向けて尽力していきたいと考えております。

○議長（船川京子君） 坂本議員。

○6番（坂本啓次君） 今、町長の答弁によりますと、たまに自治体らがやっているなどは思いました。だけれども、私もあそこ、（ハザードマップを見せて）、当時こういうのが町にありますので聞きたいんですけども、これは町民の全世帯に配ってあるものな

のか、配ってある、そう、ならいいんだけども。やはりこういうのが手際よく配ってあれば、万が一の避難のときなんか見ると、最高の利用になると思います。

それで、今、町長が言われた広域でやっているというのは、私はすごくいいことだと思います。広域の場合、茨城県ばかりでなく、千葉県の我孫子市とか印西市とかにも相談しながら、あちらにもかなり広い空き家があるみたいで、空き家というか使っていない小学校とかがあるみたいなので、そういうところを使わせてもらうとか、逆に言えば印西市とか我孫子市あたりでも、そういうことがあった場合は利根町が受け入れるんだという相互的な安心・安全をつくるためにも、ぜひそういうことをやってほしいと思います。

それと、先ほど一部ちょっと出ましたが、私が住んでいる東文間地区の東文間小学校がいまだに解決していません。4番目で詳しく聞きますが、ああいうことも早急に、こんなことが起きるとというのは、今は30年、50年、1000年振りだという感じの雨が降ったり、大きな台風が来たりということが物すごい災難なんです。多いです。そのためにも、利根町はぜひとも事を見据えてちゃんとしていただきたいと思います。それ以上は大体やっていただいていると思いますので、結構です。

続いて、次の事項にまいります。大きな2番目としまして、県道取手東線の現況についてお伺いしたいと思います。

前回も質問したが、ニュータウンと中田切との間のバイパス予定地のところに遊水池を新設して、ニュータウンと中田切の冠水問題を早急に解決すべきと考えるが、町としての考えを伺います。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 前は、中田切地区及びニュータウンの冠水問題解決に向けて、ニュータウンの風の公園の遊水池化に関するご質問があり、答弁しております。

今回は利根ニュータウンと中田切集落の間のバイパス予定地のところに遊水池を設置し、ニュータウンと中田切の冠水問題を早急に解決すべきと考えるが、町の考えを伺うのご質問にお答えいたします。

議員ご承知のとおり、ご指摘の農地は県営の基盤整備事業が計画されており、県道取手東線バイパスは、茨城県竜ヶ崎工事事務所において事業を進めているところでございます。町としましても、道路事業の早期着工、早期完成に向けて協力しているところでございます。

昨年11月に開催されましたバイパス事業の地元説明会などにおいても、排水対策について十分に考慮した計画での早期道路整備との強い要望がございました。

県としましても、この要望を踏まえ、町を初めとする関係機関とも連携しながら、しっかり取り組んでまいりたいとの考えをいただいております。

圃場整備事業と連携した新たな道路計画についての地元説明会を、今月の12月20日に開催されることも聞いております。

町としましては、議員ご質問のバイパス予定地に遊水池を新設するという案につきましては、現在のところ考えてございませんが、しかしながら、特に中田切地区とニュータウンの冠水問題は重要な課題であると認識しております。

根本的な冠水問題解消に向けての対策としては、利根町の雨水排水の最終放流先である新利根川の放流能力の向上が重要であると考えております。新利根川の調整池整備等の整備計画を策定し、事業を継続しております。茨城県に排水機能と調整池機能の向上について、引き続き要望してまいります。

○議長（船川京子君） 坂本議員。

○6番（坂本啓次君） ただいまの町長の答弁に、私は少しは満足しますが、大満足ではございませんので、ぜひとも早目に。

なぜそれを言うかと言いますと、ニュータウンの一部というのは江戸時代からずっと、余り言うともまずいらしいんだけども、いろいろ地面に対して物すごく不安定なところがあるらしいんです。そうすると、この間の地震、または大きな雨など降ると冠水もあるが、土地が歪んだり何かするという、大きな被害になりやすいらしいんです。だからそれらを踏まえて、できれば早目に基盤整備の中に20メートルぐらい掘った遊水池をつけて、あそこからどンドン水が流れるようにつくってほしいということを言っているわけです。

それと、なぜそれを言いますかと言うと、皆さん、河内町の夜のイルミネーション、あれみんな見に行ったことありますか。あれなど物すごい金をかけてやっているんですよ。でもあれで河内町、意外といろいろなところでうわさされているんです。私はそういうのが利根町に欲しいんですよ。

今、役場の玄関にありますね、ちっぽけなと言っては怒られちゃうけれども、ある程度小さいものなんだけれども、あれでは自分らは物足りないんです。なぜかと言うと、私はそれを私が言う基盤整備の跡につけて、利根町の代表的な「とねりん」がありますね。あれの大きなモニュメントをつくって、ぱっとやって、夜6時過ぎたらイルミネーションつけて、これが利根町なんだというのをやりながら遊水池をつくって、昼間は幼稚園の人たちがあそこで魚釣りをやるという釣り堀があれば、私は利根町としては、なんだこの町はと、楽しい町じゃないかと言われるようなまちづくりというのは絶対に必要なんですよ。

なぜかと言うと、我々はあと数十年でこの世から亡くなるんです。残った利根町の住民が、ああ先代がいのを残してくれた、これは最高だと思えるような利根町になってほしいと思って私は頑張っているんです。だてに議員がいるわけじゃないんだから、皆さんもぜひそういうことに関しては協力してやって、たまたま今回は商工会会長もいますので、商人にも働きかけながら、利根町を売っていきたくて思っておりますので、ぜひとも、町長、それを考えて、モニュメントを、私が宝くじが当たったら寄附しちゃうんだけども、宝くじが当たらないからしょうがないんだけども、ぜひともそういうことを考えて町を全国的に有名にすれば、もっともっとふるさと納税が来ると思うんです。今の30万円ぐら

いのちっぽけなイルミネーションではしようがないから、3,000万円ぐらいのイルミネーションをつけられるようなまちづくりをしたいと思っておりますので、議員の方々も今後ともよろしくお願ひします。それに対しての回答はいいです。

それではもう一つ、利根町の大事なところなんですが、取手東線の加納より羽中までの側溝やアスファルトの補修及び側溝のふた等の要望について、町民及び区長等からの要望等があると思うが、その取り扱い等はどのようになっているのか伺いたいと思います。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 取手東線の加納新田から羽中地区までの側溝やアスファルト路面の修繕及び側溝ふた等の要望の取り扱いについてのご質問ですが、議員ご承知のとおり、県道取手東線につきましては県道でございますので、茨城県竜ヶ崎工事事務所において道路を管理しております。

町民からの、道路に穴やひび割れ、段差などがあるので直してほしいなどの連絡があった場合は、その都度、現場状況等を確認し、破損内容を道路管理者である竜ヶ崎工事事務所に、都市建設課より連絡させております。

また、道路の抜本的な改修の側溝の敷設がえ、舗装の全面打ちかえなどのご意見、ご要望が町にあった場合も、道路管理者である竜ヶ崎工事事務所に連絡させております。

○議長（船川京子君） 坂本議員。

○6番（坂本啓次君） 今の町長からの答弁を聞きますと、いろいろ県のほうの取り扱いというのはわかりますが、町民は県だと思っていまへんから、あれは利根町の土地だと思っておりますので、町民の皆様が心配するような不安な要素はあつてはいけなひと思ひます。それは町がどうにかすべきなんですよ。だから、町が、都市建設課の課長等がもっと県のほうに強く要望してもらつて、できれば早くそういうものを解決しながら、町の人が安心して、ああ利根町に住んでいてよかつたなというまちづくりをお願ひしたいと思ひます。今後、私たちが目を光らせてやりますので、その点はよろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、取手東線のつけかえ問題とかいろいろありますね。今、話が出ています。それも早急に県のほうでやると、今調査に入っているらしいから、その点もできれば町のほうでも大々的に協力しながら早急に完成するように。

あと、町民の方の、農家の方の協力がなければ基盤整備というのはできないものなんです。その点も区長会とか何かを通じて、できれば町の人たちにもそういうことを言っただきたいと思ひますので、ぜひとも早急に進めて、いろいろなことをお願ひしたいと思ひます。

それでは、第3番目の問題に入ります。若草大橋の千葉県側直進道路について。

利根町では大動脈の千葉竜ヶ崎線、これは栄橋のことなんですが、栄橋の渋滞緩和には若草大橋の利用者の増加がなければ緩和されそうにないと思われる。ぜひとも若草大橋の

直進道路の延長が必要と思われるが、町の考えを伺います。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 若草大橋の千葉県側直進道路についてのご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘の千葉竜ヶ崎線栄橋の渋滞緩和には、若草大橋の利用者の増加がなければ緩和されそうになく、ぜひとも若草大橋の直進道路の延長が必要と思われるが、町の考え方はとのご質問ですが、今年第2回議会定例会におきましても、議員より、千葉県側の道路の直進道路延長計画の推進について答弁しております。

若草大橋は利根川上流の栄橋、下流の長豊橋の慢性的な渋滞を緩和し、茨城県と千葉県の相互の連絡強化を図るため、平成18年4月に供用を開始したものでございます。

若草大橋を渡り千葉県側の国道356号線を横断し、北総鉄道と並行に走る国道464号線までの延伸による直結道路建設につきましては、近隣自治体においても、若草大橋架橋当時から提案されていたと認識しております。

町としましても、若草大橋から国道464号線への直結道路建設につきましては、沿線住民の交通の利便性の向上のみならず、架橋建設運動の当時から、町の念願であった栄橋交通渋滞の解決及び地域振興や交流人口の拡大など、町の将来計画にも重要な要素となります。

千葉県側の自治体でも、栄橋の渋滞緩和策や若草大橋延伸道路についての議論がなされておりますことから、茨城県と千葉県の相互の連携強化を図るとともに、直結道路建設を願望する関係自治体と栄橋の渋滞緩和の推進策として、若草大橋延伸道路が実現できるよう、積極的に働きかけてまいります。

○議長（船川京子君） 坂本議員。

○6番（坂本啓次君） 私も直に県知事と会うことができたので、そのときに話したら、ぜひともそれは私どものほうでやりますので町長に言うておいてくださいと言われたので、今、町長に話しているんですから、よろしく頼みます。

なぜかと言うと、千葉県側の人たちのあれも、若草大橋延長のためにも絶対必要なんだって。それで、この間、皆さん見たかもしれないけれども、9月か何かの利根町の利根新報という新聞に私の名前が出ましたね。あれ、印西のほうにもものすごく配ったのかな、それ知らなくて、私、印西の知り合いのところに行ったら、「坂本、お前の言っていることは正しいよ」って、「阿見のアウトレットに行くのに、栄橋通っていくの嫌になっちゃうんだよ」と言うんです。

それを聞いたときに、ああそうなんだと、それだけ利根町のほうに渡ろうとしているんだというのを聞いたので、私はそれは全然知らなかったんですけども、印西とか我孫子の方が阿見のアウトレット、あれが物すごく気になるらしいんです。酒々井にあるアウトレットは大したことないらしいんだけど、「阿見のは何ですごいんだ」と聞いたら、

あそこは高速道路が直結して東京の人間がいっぱい来ているんだって。東京の人間がいっぱい来ているということは、センスが一番いいんじゃないかと思っているんですね。

私は、利根町が一番センスがいいと思っているんだけど、そういう女性がいっぱい買いに来るものだから、その人たちが欲しがるものが阿見のアウトレットにはいっぱい置いてあると言うんですよ。「それで私は行きたいんだけど、栄橋が渋滞していて何であんなにくそなのか」というような、こんな言葉使っちゃいけないんだけど、女性がそうやって言うんですからね。70歳過ぎのおばちゃんだったんだけど、でのその人が言うのには、利根町はぜひしっかりやってくださいと、若草大橋を無料にしてくれと言うんです。私は年金で暮らしているので250円はきついと言うんです。

そういうのを考えた場合、若草大橋はぜひとも無料にして、栄橋は今のままではしょうがないけれども、昼間がらがらだから。でも、できれば若草大橋が無料になれば、千葉県の方は利根町を通過していくということが多いですよ。利根町を通過していくんだとしたら、この利根町の商品も何かしら売れるようになると思うんですが、橋の問題が一番ネックとなっていますので、ぜひとも若草大橋の無料化、それと直進延伸、先ほど言った464号線までの延伸、あれをぜひとも完成させてもらって、利根町の町民も安心して成田山にも行けるし、いろいろなところに行けるようになるんです。正月も楽しく、利根町に住んでいてよかったと、私は利根町が一番だと思っていますので、ぜひとも利根町のために、ここにいる皆さんは知恵を絞ってほしいと思います。町長、よろしく頼みます。以上で終わります。

4 番目、旧東文間小学校跡地活用の取り組みについて。

私は初めてこの件に関して言っているのはなぜかと言うと、どの辺まで町がやる気があるのかということを探していたら、最近少しずつやる気が出てきたみたいな感じなので伺います。

皆さんいっぱい聞いていますが、改めまして、これまでの利活用に向けた町の取り組みについて伺います。

また、その中で、これまでの利活用で見えてきた課題や問題点は何かあったのですか。今後の利活用は生涯学習施設として整備を進めていくと思いますが、進めていくときの問題点は何か伺います。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 旧東文間小学校跡地利活用についてのご質問ですが、まず、これまでの町の取り組みについて経緯を含めてご説明いたします。

旧東文間小学校を初めとする旧利根中学校、旧布川小学校、立木地内の町有地につきましては、これらの利活用の方針や方向性を明確にするため、平成22年6月に町民代表や各種団体等で構成する利根町利活用推進協議会を立ち上げ、翌年3月に学校跡地等利活用計画書が策定されております。

これを受け、町では利活用事業者を募集するため、文部科学省のみんなの廃校プロジェクトや茨城県産業立地推進東京本部への情報提供、また、町公式ホームページや広報紙に募集記事を掲載するなど、幅広く募集を行ってまいりました。

その結果、旧利根中学校、旧布川小学校につきましては、皆様ご承知のとおり、日本ウェルネススポーツ大学の開学に至り、また、立木地内の町有地につきましては、シャープメガソーラーの誘致に至っております。

しかしながら、旧東文間小学校につきましては、これまで老人福祉施設やコールセンターなど、複数の事業希望者からの申し出がありましたが、都市計画法の用途制限や施設の改修費用等の問題が解消できず、事業者の誘致には至りませんでした。

その後、平成27年11月に株式会社きずな農場から、農産物の生産から加工、販売を行う6次産業施設としての利活用の事業計画書の提出がありまして、土地利活用推進協議会、町議会議員の皆様への説明を経て利活用が決定されましたが、議員ご承知のとおり、平成29年7月、同社から事業計画の取下書が提出され、この事業計画も白紙となったというのが、これまでの東文間小学校の利活用に向けた取り組みと経緯でございます。

次に、その中でこれまでの利活用で見えてきた課題や問題点についてですが、まず、市街化調整区域に厳しい用途制限が上げられます。これまで複数の利活用希望者から活用の申し出や問い合わせがありましたが、用途制限により立地を断念した経緯がございます。

このほか、電気、水道などのライフラインは老朽化のため、全て改修しなければならないことから、これらの改修に莫大な費用がかかることも一因となっております。

このような課題等もあることから、平成29年7月にきずな農場が撤退した後も、民間事業者の誘致に至っておりませんので、施設が老朽化していく中、次への早急な対応が不可欠であると考えておりました。

そこで、旧東文間小学校が東文間地区でどのような役割を担ってきたのかを踏まえて、今後の利活用を考えてみました。

旧東文間小学校は、以前から指定避難所となっております。東文間地区には高台や高層の建物が無いことから、特に水害の際は、避難所や避難場所としての機能を唯一発揮する場所となります。そういった観点からも、東文間地区の災害拠点としての機能を維持する必要がありますし、また、利活用計画書の基本方針でも掲げておりますが、地域と一体となった施設、子供から高齢者までさまざまな方が利用できるような施設整備が必要でもあります。

さらに、地区住民の思いとして、東文間小学校は長年にわたり地域住民に親しまれ、多くの卒業生を輩出してきたことから、地区住民の思いが十分に尊重された利活用が求められております。

町では、このような利活用が求められますので、私は、法の規制、災害拠点としての機能回復、地域住民の思いなどを踏まえ、法規制が解消でき、これらの機能を備えた生涯学

習施設として整備していくことが一番よいのではないかと考えたものであります。

次に、今後の生涯学習施設としての整備につきましては、施設の活用方法を含めた改修計画が非常に重要であると考えております。現在、施設活用を含めた改修計画や改修費用等の協議を重ねているところであり、その協議が終わり次第、住民の方々のご意見をいただきたいと考えております。

また、ご意見をいただく際には、施設の活用方法、改修方法などを盛り込んだ新たな改修計画の策定を行い、パブリックコメント手続や住民の皆様のご意見を聞く場を設けまして、東文間小学校を生涯学習施設としての活用の実現に向け取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（船川京子君） 坂本議員。

○6番（坂本啓次君） ただいまの町長の答弁を聞きますと、かなりいろいろな面でいろいろなことが起きたと、東文間小学校に対しては、利根町も四苦八苦しているなどということはわかりました。

それで、あそこは10年もたっていますので、いろいろ改修するにしても何にしても費用が物すごくかかると思います。でも、私も東文間に住んでいるんですが、南の空を見ながら利根川を眺めると、あの川がもし切れて我々のところに水が来たら、いつの間にか私は河内町の間人になっているんじゃないかと心配するくらいなんです。だから、ぜひとも東文間地区のためにも、早急にあそこを整備して、あれは多分屋上か3階以上でないと、利根川の大きな水が来ては助からないと思いますので、ぜひともそこまでの改修を早急に、できればやってほしいと思います。でないと、我々が安心して夜眠れないんです。みんな寝ていないと思います。

皆さん、よく水防のときに栄橋近くで、利根川が急激にふえた場合などは、消防団とみんな見えていますね。ああいうことを我々が聞くと、「あっこれは怖いな」と、ぜひともどうにか逃げる方法を考えようかと思って立木の山のほうを眺めるんですが、東文間小学校のほうで東文間の人に近いので、できれば東文間小学校が避難所として立派に達成していただければ町民も喜んでいただけると思いますので、その点に関しては今後ともいろいろなことがあると思いますが、ぜひとも利根町の、我々東文間だけではありませんので、利根町民が安心して利根川の決壊とか大水とか大雨とかに対して、「あっ利根町でよかった」と言われるようなまちづくりをぜひともお願いしたいと思います。

今後ともそういうことで、課長たち全員町のことを考えながら職務に務めてほしいと思います。以上で本日は終わります。ありがとうございました。

○議長（船川京子君） 坂本啓次議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。再開を10時55分とします。

午前10時41分休憩

午前10時55分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

2番通告者，9番五十嵐辰雄議員。

〔9番五十嵐辰雄君登壇〕

○9番（五十嵐辰雄君） 2番通告，9番五十嵐辰雄でございます。

1番としまして，過疎地域脱却に向け町長の政治姿勢についてお尋ねします。

今日急激に少子高齢化が進み，人口減少が未曾有の速さで進行し，先例のない事態に対処するには，前例主義にとらわれず新しい課題にチャレンジする勇気と気力が求められています。これからは，利根町も人口減少という未曾有の領域に入ります。

町長はここで創造性を自由に発揮し，成果志向の行政運営が必要と思います。予算獲得やその消化だけでなく，その事業がいかに大きな成果を生むことができるかです。挑戦するには，当然リスクが伴います。行政というのはリスクを伴ってはまずいんですが，確かに多少のリスクはやむを得ないと思うんです。

そこで，平成29年4月に利根町が過疎地域になりました。この重い挽回に向けて，町長が新しい施策をいろいろ展開しております。そこで，町長の過疎地域脱却に向けた政治姿勢についてお尋ねします。

ここでは新しい町長の事業展開がお尋ねできればと思います。

○議長（船川京子君） 五十嵐辰雄議員の質問に対する答弁を求めます。

佐々木町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） それでは，五十嵐議員のご質問にお答えをいたします。

過疎地域脱却に向けての政治姿勢についてのご質問ですが，議員おっしゃるとおり，過疎地域脱却には，今後新たな施策にも取り組んでいく必要があると感じております。現在，町では，過疎対策として人口減少対策に特化した利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略や利根町過疎地域自立促進計画の各施策や事業を着実に実行し，過疎地域からの脱却に向け取り組んでおります。また，年度内には第5次総合振興計画の策定も予定しております。

今後は，これらの施策や事業が過疎対策に大きな効果を上げられるように実施することに加え，特に過疎地域に指定された理由の一つである人口減少対策として，町民の方々が利根町にずっと住み続けたいと思える魅力あるまちづくりを目指し，町の中で起こる出来事一つ一つに目を向け，向上心を持ってさまざまな事業に取り組み，過疎地域からの脱却を図ってまいりたいと考えております。

○議長（船川京子君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） ただいまの町長の気力ある答弁でございます。まち・ひと・しごと総合戦略，現在やっています第5次総合振興計画，都市計画マスタープラン，こういったものをうまくかみ合わせて新しい利根町の方針を，町長が勇気と英断を持ってやって

もらいたいと思うんです。

2番にまいります。これは先ほど坂本議員からも質問がありましたけれども、質問の内容等が若干ダブる点がありますけれども、違う角度から町長に二、三、質問をいたします。

先ほどの町長の答弁ですと、避難所に指定してありますけれども、東文間小学校が統合してから相当の年限がたっています。今の状態では台風とか何かの風水害のときの緊急避難的には、あの状態では、幾ら号令をかけてもなかなか町民は、あの真っ暗いところ、あそここのところへはなかなか避難できないです。ですから、避難する場合には、緊急性がありますので、よく整理、整頓して避難できるような体制が、建物があって屋根があるからでなくて、緊急性があるものでしっかりと整備することをお願いします。

それでは2番ですが、旧東文間小学校跡地の利活用については、都市部の学校跡地の利活用をめぐり市街化調整区域の制約ですね、先ほども用途制限というのは、町長も既にご案内と思うんですが、調整区域で新たな開発ができず建物の用途も限定されております。きずな農場が農業関係の加工場にするということですが、確かに調整区域では農業の加工場、農産物の販売とか、そういうのはできますね。ですから、これからそういった用途についても十分担当課でも現場主義で事務作業の進め方をお願いします。

参考までに、これ茨城県の教育委員会の発表ですが、2002年から2017年までに県内で廃校になった公立の小学校、中学校の数は171校あります。その中で当然旧布川小学校、東文間小学校等も入っております。人口減少に伴って児童生徒もだんだん減少しますので、当然、県内でも今以上のスピードで小中学校の廃校があると思うんです。

それで、調整区域にあります小中学校は、都市計画法の厳しい規制の網がかかっています。この網をかいくぐっていけることはなかなか厳しいと思うんです。民間企業はいいんですけれども、公共的団体としては、法というのは守る義務があるんです。法をいかに守って、その中で活用を図ることが一番です。

そして、これは最近ですが、利根町では小中学校適正配置等調査委員会ができて、この委員会の結審が出たそうでございます。それで、文小学校と文間小学校は統合すると、小学校は布川小学校に統合すると、そういう方針だそうです。そういう意味において町長のこれからの、東文間小学校が現状のままでは、幾ら緊急避難にしても、風水害で台風が来ました、幾ら避難命令を出しても、あの状態ですぐに中に入って身の安全を確保できるかどうか、その点についてもあわせてお尋ねします。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 先ほど坂本議員に答弁した内容と同じになりますが、今後の生涯学習施設としての整備につきましては、改修計画が非常に重要であると考えております。

現在、施設活用を含めた改修計画や改修費用等の協議を重ねているところであり、その協議が終わり次第、住民の方々のご意見をいただきたいと考えております。

また、ご意見をいただく際には、施設の活用方法、改修方法などを盛り込んだ新たな改

修計画の策定を行い、パブリックコメント手続や住民の皆様のご意見を聞く場を設けまして、旧東文間小学校を生涯学習施設としての活用の実現に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

都市計画法の規制についてと用途変更の緩和については、担当課長から答弁させます。

○議長（船川京子君） 石川都市建設課長。

○都市建設課長（石川 篤君） まず、都市計画法の規制についてでございますが、五十嵐議員が何度もおっしゃっているとおり、都市計画法の開発許可制度につきましては、市街化地域及び市街化調整区域も区域区分、線引き制度を担保しまして、調整区域に関しましては、先ほど五十嵐議員がおっしゃったとおり、農業とかができるような形の考えで進めているところでございますので、かなり条件等が厳しい状況でございます。

ただ、都市計画法の34条に関する許可基準、運営基準において詳細を照合する必要があるわけでございますが、その中で茨城県開発審議会付議基準の中に、廃止となった公共建築物の用途変更の取り扱いの判断基準が平成30年6月に示されまして、多少やわらかくはなっているのかな、ただ、これは茨城県が許可権限するものでございますので、そこでの相談にはなるんですが、その基準に沿って今後検討していくところが多少あるのかなという考えは持っております。

○議長（船川京子君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 確かに都市計画法の事務作業の専門は石川都市建設課長でございます。そこで、今現在、この用途地域、全部で13の用途地域がございます。その中で利根町にない用途地域もございます。

そこで、利根町の基幹産業は農業という話がございます。昨年平成29年6月に新しい用途区域ができました。田園住居地域、これができましたね。さっきの町長の答弁ですと、現在、第5次総合振興計画の策定中と、もう一つは、それに合わせまして利根町都市計画マスタープラン、これが今策定中と思うんです。この中で県のほうの規制緩和、これは現在の用途地域の制定をしたのは多分昭和40年代の半ばですよ。それから全く利根町もどこも用途地域の変更はないと思うんです。その間、大分時代が変わっています。昭和から平成へと、今度また元号が変わります。そういう中において、昭和45年ごろ、町が、日本全国がうなぎ登りに経済成長、人口爆発と、そういう時代にできた都市計画法の制限を今まで守っていた場合に、こういう都市が衰退する地域においては新しい発想でやらなければ用途地域の網がとれないですね。ですから、田園住居地域とか何かも考えて、新しい発想でやらないとだめだと思うんです。

今度、担当課としては、新しい発想で用途地域の制限の撤廃とか何かちょっとご検討願います。都市計画マスタープランも、これからの町の都市計画の構想とか練るわけですから、そういう点についてもマスタープランでお考えいただく点があるかないか、その点もお尋ねします。

○議長（船川京子君） 石川都市建設課長。

○都市建設課長（石川 篤君） 市街化区域と市街化調整区域の区域区分、これの見直しというのは非常に難しいです。今の利根町の中において基盤整備とか、そういうもので事業を進めている状況の中で、用途変更については町の権限ではなく県知事の権限でございしますが、その中で面積をとって市街化調整区域に編入する区域というのは、今のところ利根町の中ではかなり難しい状況だと、それは面積がございませんので、その辺はそういうふうにお答えできるかと思えます。

○議長（船川京子君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 法規制が、確かにこれは県のほうの考え方が相当左右しますので、幾ら石川都市建設課長が頑張っても、なかなか壁をぶち破って見通しの明るい点には行かないと思うんです。

それで参考までに新聞の記事を申し上げますと、県内各地で大分跡地利用について、農業関係のドローンの関係がよく出ていますよね。最近、ドローンは農業関係の農薬散布とかドローンの宅配とか、それから、巡回とか何かありますけれども、例えば笠間市ではドローンの操縦士協会とソフトウェアの開発会社と連携協定を結んで、飛行場として中学校跡地を提供すると。高萩市では、小中学校跡地に民間企業がドローン操縦士育成施設を設けたと。河内町では、中学校跡地に民間企業のドローンの開発企業を誘致したとか。

利根町でも先々学校跡地になることが明らかです。各市町村でも先を競って積極的に企業誘致に取り組んでいます。県のほうでも、学校跡地についての規制緩和策が二、三出たそうでございますので、そういった規制緩和を、一番下のほうから県のほうに声を上げてやれば、県のほうでも何とか考えてくれると思うんです。

特に利根町の行政は、佐々木町長と大井川知事との関係が非常に緊密な連携のもとにやっておりますので、町長からも知事のほうにお願いすれば、特例中の特例で規制緩和策をとってくれると思うんです。課長の力以上に町長もお願いします。

石川都市建設課長が言うとおおり、昭和40年半ばの都市計画法の線引き、これがまだまだ踏襲したのでは発展しません。確かに笠間市とか高萩市とか何か、こういうところは用途地域がはっきりわかりませんが、一つは一番身近な河内町について、もし石川都市建設課長に河内町の都市計画区域の用途についての情報があれば、お答え願いたいと思うんですが。

参考までに申し上げますと、河内町は全部都市計画区域に入っています。しかし、あそこは市街化区域と調整区域と用途を区分しないんです。河内町は全部非線引き区域なんですよ。何をつくっても、何をやっても都市計画法の制限がないんですね。ですから、中学校跡地についても、ドローンの飛行場をつくっても何ら問題ないんですね。そういう地の利を生かした政策でございしますので、いろいろ事情も違いますので。

ですから町長、ここで規制緩和策について何か施策がありましたらお答えください。

○議長（船川京子君） 石川都市建設課長。

○都市建設課長（石川 篤君） 五十嵐議員に再三言っているんですけども、都市計画法の基準の撤廃とかというものは、これは変えられない、そういう言い方はないのでしょうかけれども、今はこの状況で何とかしていくしかないと思っております。これを変えるとかがというものはちょっと難しい、本当に難しいと考えております。

だから、今の状況下において、県と打ち合わせをしながら進めていくしか手立てはないかと思っております。

○議長（船川京子君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） もう一つ、先ほど田園住居地域については、利根町は基盤整備事業、経営体育成基盤整備をやっています。今度は町の西部地区、続いて南部地区、これは本当に農村地区でございますが、全部これは地目は畑とか田んぼでございますので、農村の集落の中の宅地化なんかは基盤整備の区域外ですね。そういうところを田園住居地域に指定することはできると思うんです。田んぼの中をやるということではないんですよ。これから農業というのは町の基ですよ、産業の基、ですから田んぼや畑でなくて、現在の農村集落を田園住居地域に指定がえすれば、土地はまだまだあると思うんです。

だんだん農村集落は人口減少して限界集落とか非常にイメージ悪いですね。ですから、課長、このアイデアでございますが、私の方針、お願いですけども、農村地域の集落、相当ありますね。布川は都市化された町ですけども、まだまだ在のほうには農村集落、こういったところを田園住居地域に指定すれば住宅は建つんですね、もっと広範囲に建ちますから、そういう点の検討をする余地はあるかないか、もう一度、石川都市建設課長のお考えを伺います。

○議長（船川京子君） 五十嵐議員に申し上げます。

旧東文間小学校跡地の利活用についての質問だと思うんですけども、ただいまの発言はその質問の範囲を超えているのではないかと思いますので、次の質問に移っていただいでいいですか。

五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） それでは、今ちょっと軌道を外れましたので軌道を修正します。

きょうは開会前に、各議員の自席のほうに議会事務局から、議員というのはこういう高い見識を持って質問せよと、つまらないことをとやかく言わないで、もっと町を展望した大局的見地から質問せよと、そういう議会事務局のほうからの通知が来ました。その軌道の範囲内で自分みずから修正して3番目の農業について質問いたします。

確かに、農業というのは町の基幹産業、ですからこれは細かく大局的見地で農業の変遷問題、農業政策を、もはや戦後ではないと言ったんですけども、農業の変遷について、復習と学習という意味で質問します。

確かに国のほうでは、今、農業は新時代、新しい時代に入りましたと、こうおっしゃっ

ています。しかし農家の平均年齢は、農林水産省の発表ですと、現在66歳を超えています。守ることもいいけれども、これからは攻めなければ農業の展望は開けません。やっぱりものは攻めるんですよ。全て運動でも何でも控え目ではだめだから、1番、2番の優勝とか準優勝するような気持ちで、何と言っても1番になることが1番ですから。

農業政策ですが、戦後の農業ですが、やっと日本も敗戦から復興して昭和30年代ですね、皆さんお若いですから、私のような高齢者は少ないと思うんですけども、農業政策の歴史をちょっと振り返ってみますと、昭和36年に農業基本法ができました。当時はすばらしい農業基本法、これ農家の憲法と言われました。農業基本法というのは農業の憲法です。農業生産の選択的拡大、経営規模の拡大と経営の近代化を進めてきました。

そして、続いて昭和38年、これは圃場整備事業の創設、区画整理、農道舗装、暗渠排水等を一元的に実施してきました。ちょうどこのころから、農道は舗装事業が始まりました。国のほうでは厳しい減反政策で、減反をやらない市町村にはいろいろ公共事業の制裁とか、農道舗装の補助金を出さないとか、非常にいじめの時代がありました。農家のほうが減反をやらなければ、全ての市町村の公共事業の起債の制限とかありました。本当に農家のほうを相当生産抑制して、国はいじめの時代に入りました。

そして昭和40年代、米の供給過剰により稲作の減反とか転作、これ、もはや農家に対する生産抑制政策で、それから、休耕とか、何もつくるなよとか、それから、収穫前の青刈り、これは実を結ぶ前に大体7月の中旬のころ、田んぼを、あのころはバインダーですね、青刈りって、籾が実らない、花が咲いたころ、ちょうど7月の中下旬に青刈りをして、全部米を捨てたんですね。今の経済課長は、このころご経験がないと思うんですけども、そのために米価は高値安定期に入りました。米農家は安定収入でよかったと思うんですが、そのために農家は弱体化しました。生産調整と米価維持をしましたので、当分の間はよかったんですね。しかし、日本の農業は国際的にも相当おくれました。それで、国は農業の大転換を図りました。

そして時代が変わって、今度は平成ですね。平成になりますと、今度は新しい政策が出ました。圃場の大型化、それから、担い手農業への農地利用の集積とか、そして平成11年、昭和36年の農業基本法ではまずいということで、農林水産省では食料・農業・農村基本法ができました。内容的に概略は、食料の安定供給、農業の持続的な発展、多面的機能の発揮、こういう政策が出ました。幾ら国のほうで声をかけても、生産現場は活字に踊らされてなかなか実行できませんでした。

そして、今度は今やっています、例えば今度の利根町の西部地区、これは新しい農業政策で平成15年にできました経営体育成基盤整備事業という名称でございます。これは、基盤整備で大型の大規模な圃場でなくて新しい農業の担い手を育成すると、担い手の数の増加とか、担い手への農地利用集積ということが補助事業の採択の重要な案件でございます。

そこで質問でございますが、今、前段で戦後の昭和30年代から今までの農業の政策の歴

史を申し上げましたけれども、(1)でございますが、国の政策に対応した圃場整備事業の変遷と圃場条件に適応した事業は目的どおり成果を上げていましたかどうか、その説明のほうをお願いします。

具体的には、利根町でやっております各地区の圃場整備、基盤整備で国庫補助の採択の要件ですね、どういう当時の農業政策によってやったかどうか、その内容の概略をお尋ねします。

年度が古いものですから、役場のほうで記録的に保存がしてあれば、その保存の内容で結構でございますので、概略をお尋ねします。

○議長（船川京子君） 大越経済課長兼農業委員会事務局長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（大越直樹君） それでは、五十嵐議員のご質問にお答えいたします。

国の政策に対応した圃場整備事業の変遷と事業効果についてとのご質問ですが、利根町における圃場整備事業の変遷については、まず初め、昭和43年度から昭和44年度にかけて大房地区、こちらの受益面積77ヘクタール、そのときの事業名が団体営圃場整備事業という事業名で、これは土地改良区が事業主体となって実施したものでございます。

採択基準、これは面積としては20ヘクタール以上の条件がついております。

続いて、昭和46年度から昭和48年度にかけまして押戸地区、受益面積にして52ヘクタール、事業名は大房と同じで団体営圃場整備事業、採択基準も20ヘクタールで同じでございます。

昭和56年度から平成4年度にかけて利根東部地区、こちらは受益面積244ヘクタール、事業名は県営圃場整備事業、こちらの事業主体は県が事業主体で実施されております。

採択基準、受益面積200ヘクタール以上、そのときの圃場条件といたしまして、30アール区画を3分の2以上つくりなさいというような基準が設けられております。

次に、平成6年度から平成16年度にかけて利根地区、こちらの受益面積279ヘクタール、事業名は担い手育成基盤整備事業、採択基準は20ヘクタールと大分緩和された面積になっております。

平成21年度から平成32年度にかけて、これが利根北部地区です。現在も工事がされておりますけれども、受益面積157ヘクタール、事業名として経営体育成基盤整備事業、採択基準になりますと、受益面積20ヘクタール、先ほど議員もおっしゃったように、この事業については認定農業者数、こちらは30%の増加を目標とする。

それから、担い手農地利用集積率、これが30%以上増加するということが条件になっております。

最後に平成30年度から平成40年度の予定で利根西部地区、こちら受益面積242ヘクタール、事業名は農業競争力強化農地整備事業、採択基準が受益面積20ヘクタール以上、担い手農地集積率、こちらが50%以上という条件になります。

事業の効果につきましては、区画の拡大や排水改良、水路や農道の整備に伴い農作業の機械化、省力化が図られ、水稻における労働生産性は飛躍的に向上しました。

また、基盤整備地区における土地利用率は高く、土地生産性の向上に寄与するほか、耕作放棄地の抑制も図られております。

さらに、水田の大区画化や汎用化を通じて農地集積が進み、効率的かつ安定的な農業経営を営む大規模経営体や農業法人の育成などに大きく貢献しており、さまざまな効果があられております。

○議長（船川京子君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 非常に詳細な説明をいただきました。

確かに、農地の基盤整備は、農業者一人一人の地権者のご協力がないとできませんので、経済課長のご努力に感謝を申し上げます。

2番目といたしまして、今度は農業委員会にできました農地利用最適化推進委員という制度があります。事務局は多分農業委員会の中にあると思うんですが、国のほうで農業委員会法が新しく変わりました。今度は現場主義の、農業委員会というのはいろいろ広く活躍していますけれども、今の農地利用最適化推進委員というのは、農業振興の鍵を握る大事な仕事を担っております。現場活動に大きな期待を持っております。

そこで、今度任期満了で、農地利用最適化推進委員のなり手の方の募集と言いますか、お願いに回覧で回ってきましたね。

それで、仕事の内容ですが、農業委員会と経済課の連携ですが、どのような連携を図っているのか、その点をお尋ねします。

○議長（船川京子君） 大越経済課長兼農業委員会事務局長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（大越直樹君） それでは、お答えいたします。

まず、農地利用最適化推進委員の業務内容について、少々述べさせていただきたいと思っております。

こちらは農業委員会等に関する法律により、担当地区における農地等の利用の最適化の推進業務が主なものでございまして、内容は担い手への農地集積と集約化の推進、それから、遊休農地の発生防止と解消、それから、新規参入の促進という項目になっております。

その詳細内容といたしましては、まず、担い手への農地集積集約化の推進に当たっては、人・農地プランなど集落における農業者の話し合いの場等に参加し、意見の集約に努める。それから、戸別訪問や調査などによる農地の出し手や受け手の掘り起こし、これは農地のあっせん等になります。

それから、遊休農地の発生防止、解消については、町内全農地の遊休農地を初め、農地の利用状況を確認する利用状況調査、これを年1回やっております。

それから、新規に発生した遊休農地の所有者に対する今後の利用意向について意向調査を実施し、また戸別訪問等を行い、農地中間管理機構への貸し付けの推進等に当たります。

最後に新規参入の促進ということで、農地所有者等との調整活動を通じ、既存の担い手だけでなく、新規就農者や企業等の参入に伴う就農候補地のあっせん等にご尽力をいただくという業務内容になっております。今回の募集につきましては、今月14日が締め切りとなり、募集が終了する予定でございます。

最後の経済課との連携ということでございますけれども、農地利用推進委員に関しては、とりあえず経済課のほうとダブる部分というのは人・農地プランの会議などは経済課が担当しておりますので、そちらとの共同というところでの事務作業があらうかと思えます。

○議長（船川京子君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 非常に業務内容は広くて、地域に密着した農地利用最適化推進委員の業務と思うんですが、地域主義で非常にご苦勞の多い、報酬も本当に僅かの報酬で、ご努力には敬意を表します。

そこで、課長、推進委員というのは個人個人単独でその地区を担当すると思うんですが、推進委員同士で横断的な作業、情報交換の場とか何か、それから、農業委員というのは農業委員会がありまして事務局でやっていますけれども、推進委員の業務については記録保存とか業務日誌、そういったもので行動とか活動状況については経済課のほうには報告の義務とか何かはあるのでしょうか。その点、お尋ねします。

○議長（船川京子君） 大越経済課長兼農業委員会事務局長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（大越直樹君） 推進委員の報告義務ということですが、まず、推進委員は各地区を担当します。文地区、布川地区、文間地区、東文間地区と4地区に分かれていまして、文地区が4人、それから、布川地区が4人、それと文間地区と東文間地区が2人ずつの地区割になっておりまして、必ず2人体制でとりあえず行動していただくということで、それから、横の連携なんですけれども、とりあえず農業委員会のような会長がいて、副会長がいてという体制は現在とっておりませんので、皆様横並びということになります。年に2回程度、農業委員会の際に推進委員も一緒に出席していただいて、その後、勉強会などを開いております。

活動の報告なんですけれども、これはノートがございまして、そちらを記入していただいて農業委員会のほうに報告をしていただいているという状況でございます。

○議長（船川京子君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） よくご苦勞の多い作業でございまして、推進委員にはより一層のご尽力を期待しまして、町の農業の展望が開けるようにお願いします。

農業問題について、もう二、三、質問いたしますが、先ほど申しましたけれども、農業政策の変遷でございますが、今の農業、確かに米作農業というのは抑制でございます。飼料米とか何かをつくれとか、減反のほうは完全に2018年度に廃止になりました。日本の農業政策は、生産の抑制政策で非常に産業構造の近代化がおくれました。国の米価の補償制度によって競争力が失われました。戦後最大の危機に直面しています。これは農家の責任

より、むしろ国の責任が大でございます。ですから、責任の転嫁を末端自治体の経済課長に押しつけるのはちょっと酷でございます。経済課長も汗を流して町の農業どうしようと日夜相当苦心しています。その苦心には敬意を表します。

農業機械の導入がおくれ、土地の集積がおくれたと、戦後の農地改革、自作農創設で地主がたくさんできました。しかし、だんだん農業施策、農業関係も今度は大規模化しますと、例えば利根の西部地区でも247ヘクタールで農業の生産者は数名と、それと大規模化で戦後の大地主、そういう制度に戻ってしまうと。

あとは農業の企業進出、大資本が農業を、土地を買って、確かに今、西部地区でも非常に安いですね。300坪、1反歩50万円以下の値段で売買していますので、非常に安い。ですから、これは余りやっていると、課長、これ大企業、大商社が農業参入すると。西部地区の土地を全部大企業に買われちゃいますよ。

今度外国人労働者が入ってくると、外国人が耕作して、農業は容易じゃないですよ、ある程度ブレーキを踏むときはブレーキを踏んでしっかりやらないと、農家の方の判断に任せたのでは非常に危険性を持っています。

農業は別にしてほかの産業、ほかの産業は工場の機械化によって第1次産業革命、そして大量生産である第2次産業革命、それから、情報産業の第3次産業革命、今や第4次産業革命とまで言われています。

ここ二、三年、電気自動車が大分普及しました。内燃機関といいますか、ガソリンの燃料で走る内燃機関から今度は電気自動車、そうすると今度は日本の産業、これは生産設備が全く変わっちゃいますね。だから、今、百年に一度の生産革命でございます。農業政策もしっかりやらないと進路を誤ってしまいます。

そして、今度心配なのは、国の農業政策は小規模農家の保護から大規模農家、経営体育成の大規模農家の育成に変わってしまいました。そして国のほうの政策としましては、零細な兼業農家と大規模経営の農家を区別しました。そして、農業経営者の方向性は、国はこういった大規模経営者を重点的に補助する制度に変わりました。そして、各地方の零細兼業農家の労働市場、これは働くところがないから大都市のほうへみんな流出しました。農村は過疎化が進み、美しい原風景が失われ、展望の開けない限界集落になってしまいます。

ここで町長、利根町の基幹産業の農業政策を、ただいま大越経済課長からもありましたけれども、実のある、腰を据えた農業政策の展望を町長にお答えいただければ幸いです。お願いします。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 西部地区、南部地区と基盤整備を進めていって、北部ではある程度担い手が、事業実施前は4経営体だったのが、事業後は32経営体になっておりますので、利根北部地区、これからも西部、南部と基盤整備を進めて経営体をふやしていきたい。

あとは、町は農業ででき上がったものをどうやって販売していくかということに力を入れながら、農業者を支援していこうと考えております。

○議長（船川京子君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 最後にもう1点、質問いたします。よく国の農林水産省のほうでは、毎年、毎年新規就労は6万人を超えていると、しかし、国の統計を見ますと、6万人の新規就労農家ができましたけれども、離農した人の数は発表がないんですね。統計上は積み上げ式なんですね。農林水産省では平成28年には6万人と、平成29年度も6万人と。なかなか農業というのは、自分で仕事をして物をつくって売るといのは相当な技術もあるし、販売力も必要です。だから生計ができないので離農者が結構多いんですね。統計上は半分ぐらい離農しちゃうと。

○議長（船川京子君） 五十嵐議員にお尋ねします。

現在の質問はこの質問事項3の（1）（2）、これ以外の質問ですか。

○9番（五十嵐辰雄君） 農業関係についてね、農業。

〔発言する者あり〕

○9番（五十嵐辰雄君） 時間はまだありますよ。しかし、答弁は別にしまして、農業を、利根町から出た方が、また田園回帰して利根町に戻ってきていただくような農業政策をお願いして質問を終わります。

○議長（船川京子君） 五十嵐議員、4番目の道路網の整備計画についての質問はよろしいですか。

〔発言する者あり〕

○9番（五十嵐辰雄君） すみません、ちょっと。

○議長（船川京子君） 静粛にしてください。

五十嵐議員、質問を続けてください。

○9番（五十嵐辰雄君） 4番の道路網の整備についてお伺いします。

本町の道路網は県道千葉竜ヶ崎線、県道取手東線、県道立崎羽根野線を骨格としております。町道103号線早尾台からもえぎ野台までの延伸及び取手東線バイパス道路が整備すれば、道路交通網ネットワークが構築されます。町道101号線、通称産業道路、利根西部地区基盤整備事業用地に全線接続しております。創設換地で道路拡張は可能と思っております。

以上、3事業について各事業の年次計画があればお答えください。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 初めに、町道103号線の早尾台からもえぎ野台までの延伸計画についてのご質問ですが、過疎代行業業として茨城県が主体となり実施している事業でございます。本年10月30日には利根町公民館において、地権者の皆様に道路線型等についての地元説明会が開催されたところでございます。

現在、道路詳細設計のための測量作業に着手しており、その後、設計作業及び地質調査

に入り、設計図面ができる来年の春ごろには、2回目の地元説明会の開催を予定しております。

来年度以降は、用地測量、用地買収等本格的に事業が進められる予定と聞いております。

次に、県道取手東線バイパスは、茨城県竜ヶ崎工事事務所において事業を進めているところでございます。町としましても早期着工、早期完成に向けて事業に協力してまいります。

昨年11月に開催されましたバイパス事業の地元説明会においても、地元住民より、排水対策について十分に考慮した計画での早期道路整備との強い要望がございました。

県ではこの要望を踏まえ、町を初めとする関係機関とともに連携しながらしっかり取り組んでまいりたいとの考えをいただいております。

今後、圃場整備事業と連携した新たな道路計画についての地元説明会を12月20日に開催されると聞いております。

最後に、町道101号線、通称産業道路でございますが、議員ご指摘のとおり、利根西部地区基盤整備事業の創設換地による拡幅用地の取得については、前向きに検討しているところでございます。

○議長（船川京子君） 五十嵐辰雄議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。再開を13時30分とします。

午前 1 1 時 5 4 分休憩

午後 1 時 3 0 分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

3番通告者、10番若泉昌寿議員。

〔10番若泉昌寿君登壇〕

○10番（若泉昌寿君） 皆さんこんにちは。10番若泉、一般質問をこれから行いたいと思います。

今回は3点につきまして質問しますが、第1点目は、産業廃棄物について質問させていただきます。

新聞やテレビ等でも産業廃棄物に対しての不法投棄に関してニュースになりますが、先日もテレビのニュースの中で墓石が不法投棄ということで話題になっておりましたが、利根町にも不法投棄ということは、私はあると思っておりますので質問させていただきます。

1番目に、産業廃棄物の不法投棄について、1として、町内に産業廃棄物の不法投棄と認識している事案は何件あるか伺います。

2番目、それらに対し、現在、指導している業者は何件あるのかお伺いいたします。

三つ目、今後、産業廃棄物を持ち込まれないようにするための町の対策を伺います。

あと、2点目、3点目は自席で行います。

○議長（船川京子君） 若泉昌寿議員の質問に対する答弁を求めます。

佐々木町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） それでは、若泉議員のご質問にお答えをいたします。

町内に産業廃棄物の不法投棄と認識している事案は何件あるかのご質問ですが、今年度も含め3年間で年度別で申し上げますと、平成28年度の処理件数は17件、そのうち産業廃棄物が8件、平成29年度の処理件数は7件、そのうち産業廃棄物が5件、平成30年度の処理件数は現在までで12件、そのうち産業廃棄物が10件でございます。

2番目に、現在、指導している業者は何件あるかのご質問ですが、現在、指導中の業者は2件でございます。

3番目の、今後産業廃棄物を持ち込まれないようにするための町の対策についてのご質問ですが、注意喚起に対する広報関係では、町公式ホームページにおいて、不法投棄に関する注意喚起を通年にわたり掲載しているほか、「広報とね」においても、6月と11月に不法投棄防止強化月間として、町民の方に向けた不法投棄防止のための対策を掲載しております。

また、監視面では県職員と合同、また、それぞれ単独でパトロールを行っており、再度不法投棄をされていないかの監視を継続しております。

さらに、県から任命されている町民によるボランティアの不法投棄監視員が定期的に監視を行っております。現在は2名の方が監視活動を行っていますが、今後、増員していくことも検討しております。

次に、不法投棄関連の条例では、利根町土砂等による土地の埋立て、盛り土及びたい積の規制に関する条例の改正案を現在検討中でありまして、土砂等による土地の埋め立てに対し、より厳しい条件をかけていく予定でございます。

このほか、利根町と郵便局との包括連携に関する協定において、郵便配達員が業務中に廃棄物等の不法投棄を発見した場合の情報提供や、都市建設課で実施している道路パトロール時に発見した場合の情報提供などがございます。

○議長（船川京子君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 私の予想していた以上にありましたね。平成28年度が28件、不法投棄と思われるものが8件、平成29年度は不法投棄5件、平成30年度は10件、私はもっと少ないのかなと思いました。私も結構、この利根町、いろいろ不法投棄を調べるために回っているわけではないんですけども、それなりに、これはどうなんだろう、ここは不法投棄されているのかしら、これは産業廃棄物、そんな思いで見ているんですが、しかしこれだけあるとはちょっと、私も今聞いて驚いているような感じなんです。

それで、不法投棄、平成28年度は8件でしょう、平成29年度5件、平成30年度10件、これは要するに町のほうもパトロールしたりいろいろな面で見回っているわけでわかるわけ

なんですが、この不法投棄されていると思うトータルで23件ですが、このうちのほとんどはどこの会社というか、誰が捨てたというか、それはほとんどわかっていないのか、その辺、まず1点目。

○議長（船川京子君） 大津環境対策課長。

○環境対策課長（大津善男君） 若泉議員の質問にお答えいたします。

今の23件の捨てた行為者の件でございますけれども、残念ながら、捨てた行為者というのはわかっておりません。

内容でございますけれども、やはり農道ですとか、例えば親水公園ですとか、そういうところにいつの間にか置いてあるというのが多いのでございまして、行為者の発見には至っていないところでございます。

○議長（船川京子君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 今のわからない件数のうちで、振り分けて見ると、個人が捨てていったというものがほとんどなのか、それとも一応企業ですか、そういうものがそこに不法投棄して捨てた、その状況、要するに個人のほうが多いのか、企業の方が捨てたのが多いのか、その振り分けというのはどうなんですか。

○議長（船川京子君） 大津環境対策課長。

○環境対策課長（大津善男君） お答えいたします。

一応捨てられているものなんですけれども、バイクですとか、リサイクル家電、冷蔵庫、テレビ、洗濯機、パソコン、そういったものですとか、タイヤ、建築廃材などが一番多いものでございまして、個人なのか、会社でやっているのかというところ、そこら辺もまだちょっと不明でございます。

○議長（船川京子君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 例えばバイクとか冷蔵庫とか、そういうものは恐らく個人だと思うよね。はっきり言って、それを処分するにはお金が3,000円とか何かかかるような状況ですから、多分、それは個人かもしれないけれども、それも含めて産業廃棄物とは言いますけれども、私は今回、産業廃棄物ということで質問しているわけなんです、個人の洗濯機とか冷蔵庫とかそういうことでなくて、完全に企業がこれは捨てたんだよと、そういうわかる件数というのは、何件かわかりますか。

これは企業が捨てたんだな、これは個人だなという、分別して分けてみると。

○議長（船川京子君） 大津環境対策課長。

○環境対策課長（大津善男君） 建築廃材が捨てられているのが、ことし1件、去年が3件ございまして、それは多分企業じゃないのかなというところなんですけれども、はっきりとはまだわかっておりません。

○議長（船川京子君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 確かに捨てていくほうは、夜とか目につかないときに捨ててい

くと思いますけれども、しかし、これは本当に困りますよね。

前にも産業廃棄物で質問したことがございますが、例を挙げれば羽中地区の高橋物流が持っていたところ、あれでも質問したんですが、結局はあのままなんです。

あと、三番割の利根川の堤防の下、あそこも産業廃棄物だと思いますけれども、それも完全にそのまま、今は草だらけで、一つの土盛りしてあるという感じしか、表からはそれしか見えないんですけども、掘り起こせば産業廃棄物、そのようになってきちゃうと固定化というか、そういうふうにされちゃって、2番目のほうで質問しますけれども、ともかく産業廃棄物のほうは企業が捨てるのが本当の産業廃棄物、あとは個人の持っている自転車とかオートバイとか、そういうものはお金さえ出せば処分はできるわけです。でもお金を出して処分するということは、そんなだったらいいや、捨てちまえて、そういう軽い気持ちで捨てちゃうんだらうけれども、ごみというのは何も使用していない土地、それで草だらけ、そこへよく1個捨てる、またそこに次に捨てる、そしていつの間にかそこにごみの山になっちゃうんですね。

例えば、利根中学校の前に自動車なんかいっぱい置いてありましたね。今は処分できましたけれども、あれは完全に企業の方が置いたんだらうと思いますけれども、そのように、ごみというのは1個そこに捨てる、捨ててきちゃう、きれいになっていけば皆さん、おのおの捨てがたいから個人的にも捨てない。その個人の方に捨てられないようにするには、これは個人の考え方一つなんですけれども、それには町もそのように、さっき町長が言っていましたけれども、「広報とね」とかホームページとか、そういうことで知らせて捨てられないようにしていかなきゃいけない。それは行政の一つの考え方というか、力というか、それはやっていかなきゃいけない、もちろんやっていますけれどもね。

産業廃棄物に関しては、これは本当に捨てた人はわからない、捨てられてそのまま放置されて、町は困った、相手がわからないとどうしようもない、そういうことになっちゃいますね。

もちろん捨てられた産業廃棄物に対して、町は調べてはいますよね。ここに捨てられたものに対して、これはどういうものなのか、どういう方が、大体産業廃棄物と言ったらわかりますからね、例えば建物の木材とか何かとか、あとは石の割ったものとかいろいろありますけれども、そういうものは業者によって大体見分けはつくと思うんですが、その辺の捨てたもとですか、どういう方が捨てたのか、その調べ方というのは、今どのようにやっているんですか。

○議長（船川京子君） 大津環境対策課長。

○環境対策課長（大津善男君） 捨てたものの調べ方と言いますと、物にもよるかと思うんですけれども、ちょっと中身をいじってみたりして、もしかしたら伝票が出てこないかですとか、そのようなことしかやりませんので、調べ方というのはちょっと難しいのかなと思います。

○議長（船川京子君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） なかなか捨てた相手を見つけるというのは難しいでしょう。片方はわからないように、わからないように捨てていくわけですから、そういうことで、これからも努力していかなきゃいけないのかなと思います。

次に行きますが、今後の対応はということで、2件の方はわかっていると、それで実際に今、折衝というか、そういうのをやっているわけですが、その内容をちょっと。

○議長（船川京子君） 大津環境対策課長。

○環境対策課長（大津善男君） 2番目の質問の2件の件なんですけれども、1件は以前、一般質問で出ました羽中の件が一つと、ことし平成30年度なんですけれども、布川地内で建築廃材が捨てられているというものの2件でございます。

現在どのようなことをやっているかと言いますと、まずはそこにそれ以上捨てられないという再発防止のために、県の職員と、また、町単独と、また合同という形で見回ったりしております。

通知文も出しておりまして、それは産業廃棄物ということですので、中心となってやるのが県南県民センターの生活安全課の方が中心になってやっておりまして、町はそこと連携しながらやっているということでございます。

通知のほうは毎年出しておりまして、産業廃棄物の撤去の通知ということで、内容は、簡単に言いますと、いついつまでに片づけてくださいというような通知を出しております。

ただ、羽中の件に関しましては、一度土と中に入っているがらをふるいにかけて分けまして、その分けた分に関しては、ことしの夏にフレコンが約20袋ぐらいあったんですけれども、それがことしの夏に一応撤去ということになりまして、まだ土のほうは残っているんですけれども、そちらのほうだけ、ことしの夏に撤去はしたというふうに報告は受けております。

○議長（船川京子君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 羽中の場所に関しては、私も2年ぐらい前だと思うんですが、もちろん捨てた人、会社もわかっているわけですね。それであのときの答弁でも、折衝している、撤去してくださいと、そういう話はしているということなんです、それにしても年数というか、進み具合がちょっとあんまり進んでいないのかなという感じがします。

この産業廃棄物というのは、捨てた方がわかっている、町として当然これは撤去してくださいよと、これは強く言えると思うんです。そこに県が入っても何にしても、それでもなおかつ、いまだそのように進み具合が悪いということは、きつい言葉が言ったら、「もう少し町も強く言ったほうがいいんじゃない」、そう私も逆に言いたくなっちゃうわけ。それはいろいろ理由とか何かあるんでしょうけれども、ですから、例えばの話、羽中のことに関しては、今現在やっているわけですね、進行中なんです、それでも今あのような状況、私も知っているし、課長も知っていると思うんです。

そういうことで、この産業廃棄物の放棄に当たっては、相手がわかっていて、じゃあ折衝していついつころまで撤去してくださいよと、そこまで約束を守らなかったら何かの罰則とか何か、そういうことはできないものなんですか。

○議長（船川京子君） 大津環境対策課長。

○環境対策課長（大津善男君） その罰則ということですが、茨城県廃棄物処理の適正化に関する条例というものがございまして、今、それに違反して改善命令というものを出しているわけでございます。

その罰則でございますけれども、条例の26条に、9条の規定による命令の違反をした者は50万円以下の罰金に処するという条項はございますけれども、今まだやっている途中ということで、そこまでも持っていけないというところの話を県のほうから伺っているところでございます。

○議長（船川京子君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 26条で50万円の罰金、そういうものがあるんだと言うけれども、要するにただやらせていたのでは、これは結局いつになっても終わらない。年数を切ってお互いに話し合っ、2年なら2年、3年なら3年、そういうことでその間にやってくださいよと、そういうことはできないんですか。できる、できないだけでいいです。答弁長ったらしくやらなくていいですから。

○議長（船川京子君） 大津環境対策課長。

○環境対策課長（大津善男君） この話はもう4年ぐらいたっている話ですけども、毎年改善命令の通知を再度、再度と出しているんですけども、できていないという状況でございます。

○議長（船川京子君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） この話でいつまでやってもしょうがないですから、ただ一つ言いたいことは、要は個人の捨てるもの、さっき言った自転車とか洗濯機とか、そういうものはお金がかかるからどうしてもあそこに捨ててしまえばいいじゃないかと、そういう軽い気持ちで捨てていく。それは町のほうで捨てられないように、パトロールの方もいるんですが、そのように努力してもらいたい。

あと、産業廃棄物、これは捨てたほうは、利根町ではその件に関してはわかっているわけですが、ただ、その産業廃棄物を処理するにはお金が相手方もかかるわけですが。人件費もかかるし、今度はそこから持って行ってそれを処分するのに、またお金がかかるわけですから、ですから、できれば捨てたほうの企業だって、余りやりたくないというのが現状かもしれない。しかし、これは利根町ばかりじゃなく、捨てられたほうの市町村にしてみれば、早くこれは処分してもらいたい、これは当然の話です。その辺はもう少し強く言っていかなければ、いつまでたってもこれは結果は出てこないと思います。

私、これ以上言っても、これはしょうがありませんから、後ははっきり言って、皆さん

の努力です。それしかないと思います。この利根町から産業廃棄物にしる、個人的な要らないもの、そういうものを全くないよと、そこまではできないかもしれませんが、特に産業廃棄物に関してはこの利根町に捨てられないように、なくなるように努力していただきたい、よろしくお願いします。

次、利根川堤防についてお伺いします。

堤防には桜が植樹され、その桜の木は大きくなり、4月には見事に花を咲かせ、町民を楽しませてくれています。しかしながら、近年、台風が多く上陸しており、今後台風などにより桜の木が倒れて堤防が崩れないか心配ですが、町はどのように思っているのかお伺いいたします。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 利根川堤防に植栽されている桜が、近年台風が多く上陸しており、今後台風などにより桜の木が倒れて堤防が崩れないか心配ですが、町はどのように思っているのかとのお質問ですが、ご指摘の利根川堤防に植栽されております桜は、議員ご承知のとおり、利根川堤防上に桜の木を植えて、町民の憩いの場と新しい町の名所をつくらうと、平成10年に町が住民を対象に募集したまちづくりのアイデアから、桜つつみ構想が始まりました。

その後、平成16年度に桜つつみオーナー制度により、植樹をしてから14年の年月が経過しております。

この桜つつみを利根川堤防につくるに当たりまして、当時、国土交通省が堤防の補強工事を進めていたことから、堤防上に桜を植栽し整備できるよう、町が国土交通省に協力を依頼したところ、河川堤防強化の工事とあわせて桜を植栽できるよう、堤防を約10メートル拡幅し、既存の堤防と植栽部分となる拡幅部分との間に桜の根が侵入するのを防ぐために縁切りシートを敷くとともに、吸い出し防止材などの敷設をする施工をしていただいております。

このように国が桜つつみの植樹を行う事業の実施基準を定め、その基準に基づき整備を行っていただいておりますので、問題はないと考えております。

今後もボランティアの協力を得ながら桜の管理を行い、毎年4月にはたくさんの桜の花が咲き、多くの町民の皆様が花見を楽しむ町の名所となっておりますので、町民の皆様のご協力を得ながら、町民が川と緑に親しみ、人と触れ合う憩いの場をつくってまいりたいと考えております。

○議長（船川京子君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 町長が今、答弁したとおり、町民の方が4月には桜の花がきれいに咲いて皆さんが楽しんでいるのに、何でこんな質問をするんだと思う方、いると思います。私も桜の木を植えるという当時のことはいろいろ伺って聞いております。我々議員にもどうですかという話は聞きました。ですから、この桜の木、今町長はオーナーと言い

ましたが、個人的にたしか3万円でしたか、あと団体の方も出しまして、今は切れていませんけれども、募集の方が多いもので一時は途中で終わって、またさらに延長したのが今現在の桜なんです。

最初の植えた一、二年は桜も余り咲きませんでした。今は見事に咲いています。確かに町民の方、さくらまつりで役場にもいっぱい桜の木がありますから、それにあわせて堤防の桜が見事に咲きますと、本当に4月の桜のときには、利根町民の方は楽しみにしていると思います。

そういうことで結局、何でこんな質問するのよって言いますが、私はただ心配なのは、今町長の答弁の中にもあったけれども、これは国土交通省がきちんと間に入ってこうこうこういうふうに行っているから大丈夫だよという答弁はしましたが、ただ、今、特に大地震が来たり、台風が来たりして木が倒れる、倒れないという保証はないわけですよ。それが、私、この桜並木をつくる時に心の中でちょっと心配した1人なんです。堤防に桜の木を植えて、年々大きくなって、特に秋に台風が来て、そうしますと木はどんどん大きくなる。風当たりは、当然堤防ですからまともに受けますよね。それで倒れたら堤防が崩れるんじゃないのかなと心配しているのは私1人かもしれませんけれども、それで今回質問したんです。

完全に、絶対にということはありませんから、ここで私、一度確かに植えるときは国のほうといろいろと相談して許可をもらって、どのようにしたら安全で大丈夫なのかとか計算はしてあると思いますが、多少経費はかかるかもしれませんけれども、植木職人というか、何と言ったらいいか、専門の方に調べてもらってもいいのかな、そんな感じがしたもので、今回この質問をしたわけです。

これは町長だって誰だって絶対大丈夫だよって言い切れませんからね、もう数十年前だって北海道大学のポプラの木が倒れた。ことしだって、植えてある木が台風で倒れてどうのこうのって、そういうことだってあるわけですから、全く大丈夫だということはありません。

私はあの木は本当に町民の憩いの場として皆さん楽しんでますから、それを伐採しろとか、そういうことで私、質問しているわけではないんです。ただ一度、桜の木そのものが専門の方に、例えば地震だってありますよね、この建物は震度6ぐらいのことでは大丈夫だよとか、そういうのは専門の方が見ればわかるわけですから、この木は風速何メートルぐらいまではもつんだよとか、それはわかると思うんです。そういうことを一度見てももらってもいいんじゃないかな、そしてその上で風速何十メートルにだって耐えられますよと、そういう専門の方に見てもらって、ああそうかと、そうなればまた安心して町民の方も年に一度楽しめると思うんです。

もう一つ、これも私、個人的に心配しているのもおかしいんですけども、持ち主、それぞれ団体とかオーナーがいますよね、そのとき例えば1本の木が倒れちゃったとする、そ

の場合の、これは質問のついでのことなんですけど、そのオーナーの木が倒れた場合、町はどのような補償というか、植え直してあげるとか、その辺はどうなんですか。

○議長（船川京子君） 石川都市建設課長。

○都市建設課長（石川 篤君） 若泉議員のおっしゃることは十二分にわかる話なんですけれども、町長も申し上げておりますとおり、今回、桜つつみの縁切り施設等についてということでの運用の設計で植栽しているわけでございます。

それは若泉議員わかっていることだと思うんですけども、具体的に申し上げますと、今、堤防の上にある道路がございませよ。その堤防のところまでが前の古い堤防だったわけでございませが、その古い堤防ののり下から大体10メートル、天端で言えば14メートルぐらい今あるんですけども、それを堤防でなく、新しい植栽を植えるために盛り土していただいております。その部分に今回桜つつみということで作っておりますので、堤防が壊れないような考え方でつくっております。

ただ、若泉議員がおっしゃるとおり、絶対大丈夫かと言ったら、それは確かに絶対大丈夫ですと言う答弁にはならないかと思ひます。ただ、そういうお考えもあるでしょうから、その辺は参考にしながら、今後また検討してまいります。

それから、今、184本の木が植栽されておるんですけども、町の一つの名物になっておりますので、枯れたりした場合には、今の木が結構大きくなっていますので、初めるときは小さかったんですけども、そういうものがあつたときには町のほうで補植なりして、今の木と同じものは植えられないかもしれないんですけども、そういう気構えはございます。

○議長（船川京子君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 今の課長のお話で、万が一台風などで桜の木が1本とか2本とか倒れたとしても、そこはもとの堤防でなくて、桜の木を植えるためにつくった堤防だから、それは心配ないでしょうと、そのように理解すればいいわけですね。はい、わかりました。

それでは3番目、子育て支援について。

この質問も、私、ちょっと質問していいのかなと思つたんですけども、でも心を決めて質問に入ります。

現在、町は第2子に出産日から15年目まで毎年3万3,000円、同じく第3子に6万6,000円を支給しています。この制度に対し、今後の子育て支援としての考えを伺いたいと思ひます。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 子育て応援手当についてのご質問ですが、まず、この制度は平成22年第1回定例議会において利根町子育て応援手当支給条例が可決、成立し、平成22年度から開始した町の単独事業でございませ。

新町民の誕生を祝福するとともに、明日の地域づくりを担う子供たちの健全な育成を願い、18歳未満の子を養育している方で第2子が誕生した場合50万円を、第3子以降であれば100万円の手当を15年間の分割で支給している制度でございます。

今後の子育て支援として、この制度に対する考えはとのご質問ですが、私は就任以来、町の全ての事業について限りある財源の中でより効果的な事業を実施するため、日ごろから見直しをしていくよう、職員に指示してまいりました。

この事業につきましても、15年間の分割支給ということで、毎年支給額が増加し続ける中、どのぐらいの効果があるのか検証するように指示いたしました。

担当課から、平成22年度と平成29年度の新規での受給者数や出生数の比較において、当初の半数となってしまっていること、平成29年度末時点における今後の未支給金が1億2,500万円ほどあり、今後さらに支払額がふえ続けていくこと、町税等の減収により、その財源の一部を借り入れで対応せざるを得ない状況になっていることについて報告を受けました。

このまま借入金を財源として子育て応援手当の事業を続けていきますと、その借入金は子供たちが将来負担することとなりますので、事業の見直しについて検討していくよう指示したものでございます。

その後、この現状について世代の方にお知らせし、現制度の継続は難しいことをご理解いただき、公平性の点からも、第1子から対象とする新たな支援へと見直していく案についての意向を伺いたいとの相談がありましたもので、私もこれに同意し、11月中旬にアンケートを郵送したものでございます。

この集計結果も参考とさせていただき、現状を見極めた上で、より効果的な子育て支援について検討していきたいと考えております。

○議長（船川京子君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 町長の考え方、町の考え方も今の答弁で大体わかりました。

確かに子育て支援、この制度をつくったときというのは、私、このつくったときに「はっ」と思ったんです。1子目には出さないで、2子目、3子目にはこのように15年間に対して渡すということは、要はお子さんをいっぱい産んでもらいたい、そういう気持ちがあるということです。そういうことでこの制度、そればかりではないですけども、しかし、残念なことに、今、町長の答弁の中にもありましたように、その制度を始めたときから見たら約半数になってしまった。

ということは、この制度は、この制度があるから、じゃあ私たち夫婦は頑張って子供を産むんだ、それとは全然無関係になっちゃうんです。子供を好きな方は、別にこの制度があろうとなかろうと、2人でも3人でも、今4人いるという人はまず少ないでしょうけれども、そういうことだと思っんです。この制度があるから子供を産むんだ、ないから子供を産むんだ、そんなの全然関係ないと思っんです。ですから、この辺で私は見直して、同

じ子育て支援に対しても、改めて支援の方法を考えていったほうがいいのかという感じがするんです。

これは私の考えですよ。例えば、お子さん1人生まれた、生まれたら、あくまでも私の考えですから、1人生まれたら、そのときにお誕生祝い、将来のお祝いとして入学するときには、今、利根町でランドセルを提供していますよね。はっきり言って、あのランドセルも少し見直したほうがいいのか、そういう考えで私はいるんですが、生まれたときは、例えばお誕生おめでとうとか、それでいいですよ、メッセージでも何でもいいと思うんです。それで入学するときには今のものを廃止して、2子、3子のを廃止したとして、そのかわり入学したときに目録としてランドセル進呈しますと、もしランドセルでなかったらお金ならお金だって5万円なら5万円、ランドセルに関しては、おじいちゃんとかおばあちゃんは、そういうもの贈りたい。でも町からくれちゃうと、おじいちゃん、おばあちゃんの出番がない。生まれた孫たちは、おじいちゃん、おばあちゃんからランドセルもらえば、6年間はこれおじいちゃん、おばあちゃんにもらったと、そういうことなんですよ。思いが違うんですよ。そういうことで、一応そのように考えればどうでしょうかねえっていうことなんです。

それで一つ、ここで岡野子育て支援課長に聞きたいんですが、子育て支援についての考え方をちょっとお伺いしたいんですが。

○議長（船川京子君） 岡野子育て支援課長。

○子育て支援課長（岡野成子君） 的確な回答になるかどうかわかりませんが、まず、子育て応援手当につきましては、町長がご説明させていただきましたように、1番は数値としての明らかな結果があらわれていないということ、あとは、財源的に非常に厳しい状況になっているということです。そちらの2点を考えた中、あとは、この事業が平成22年から始まっているわけですが、その後、この事業にかわるものとしての、ほかの事業が全くなされてきていなかったということではないと思うんです。

平成22年度以降、応援手当以外の子育て支援事業が拡充されてきております。子ども・子育て支援法が施行されて、教育、保育に係る利用者負担の軽減、具体的には第2子半額、第3子以降無償化となりますが、この第2子以降の算定に当たりましては、カウントする年齢制限を、所得の制限を設けた中で撤廃して支援を受ける対象者を拡大してまいりました。この利用者負担額は、額決定の際に処理されておりますので、目に見えて支援がないように思われがちなんですけれども、確実に支援の枠は広がっております。

加えて、一時預かり事業、延長保育事業の推進、そして、病児保育事業の開始、さらに教育委員会における3人目以降の給食費の助成、また、医療福祉費支給制度における対象者が18歳までとなるなど、子育てに対する支援が拡大されてきた中で、それに伴う事業経費も増加してまいりました。

ほかの事業が充実してきておりますので、限りある財源の中で子育て応援手当事業につ

いては見直しが必要であると考えております。

当初初めのときは、多子世帯に対する支援ということで、全国的に多子世帯ということが注目されてなされてきた事業、たくさんあるかと思えますけれども、今ここに来て、子育て世帯の皆さんが求めているものは、やはり公平性というようなことが一番重要視されているのではないかと思います。

第1子目が生まれるというときには、特に若い世代の方なので、第1子が生まれたときに必要とする子育てに対する育児用品、いろいろなものがあると思うんですけれども、おむつにしる、ミルクにしる、全て初めてなので費用負担が大きくなっております。

そういうことを考えますと、子育て支援課としては多子世帯に対する軽減はほかにもありますので、第1子から町民の皆さんがお祝いして援助していけるような、そういう支援策というのが一番必要なのではないかということを思ったときに、今回、子ども・子育て支援事業計画という、この応援手当とは別ですけれども、その計画を5年ごとに見直しをしなければいけないという形になっておりまして、今年度アンケート調査をしなければいけないという時期がまいりました。その際に、この応援手当について、どのように子育て世代の方は考えているのかということ、アンケートをとらせていただきたいのですがという形で町長のほうに相談しましたところ、「では、とってみるといいんじゃないですか」というような回答を得ましたので、そのときに、今、財源が厳しいということ、現時点においては今から支払う額が1億3,000万円以上あること、事業総額自体が2億円を突破していること、そして、財源自体が最初の5年間ぐらいは基金を活用した中でやってこれたわけですけれども、その後、国庫補助をいただいたときも1年だけあったんですが、その後は基金の残高自体も600万円ちょっとという形になってきておりますので、平成29年に過疎指定という形で利根町が指定を受けた中で、過疎債という形を活用した中で、その財源を求めてきたという形で、今後もその過疎債を活用していくという形になったときに、過疎債と言ってもやはり借金であることには変わりはないわけです。償還金の利子補給、元金と利子について7割ほどの地方交付税の補填があるということを知りましても、将来にわたり子供たちが返すことになる借金であることには変わりはないので、そのことから考えても公平なものという形で考えております。

現段階においては、今の現事業の条例改正等につきましても、議案提案できていない状況ですので、細かい新たな事業についてのご説明ができるまでの段階にはなっていないんですけれども、先ほど申しあげました子育て世代に対するアンケートの中で、その財源が厳しくなったことをご理解いただきながら、方向性として5万円から10万円程度であれば誕生祝い金として支給できるのではないかという算定に至りましたので、誕生祝い金の一時金、または金券として支援していくことについてどう思われますかというような意向調査を、小学校のお子さんをお持ちの全ての家庭にアンケート調査をたいていただきまして、その結果を集計中でございます。

大まかにざっと見た中では、半数以上の方が、それはよいと思うというご意見もいただいております。中には廃止すべきであるというご意見もございます。今から子供を育てていこうと、出産してというご希望のある方であっても、将来子供たちの負担がふえるのであれば、それは廃止すべきではないですか、公平な支援が必要だというような多くのご意見をいただいておりますので、町長、事務局と相談しながら、現事業についての議案を提出させていただいた後に新たに事業について考えて、また皆さんにご報告させていただきたいと思っております。

子育て支援課としては、全てのお子さんに公平であるという支援が、これからは必要であると考えております。

○議長（船川京子君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 課長、詳しくどうもありがとうございます。

それで、これ、やめる、やめないと、それでもしどこかで切るとしたら、今現在2子、3子の方はもらっているわけですから、そこまで廃止ということ、これはできませんから、今もらっている方は、ただ新たに2子、3子になった方は、申しわけないけれども、今、町長も課長も言っているとおり、違う面で、いろいろな面で支援しているんだよ、財政的に苦しいんだよ、ですから了解してください、これから2子、3子になる方は、それを詳しく言ってくれば納得してくれるのかな、私はそのように思います。

それで、今、子供は年に40人ぐらいしか生まれていないわけでしょう。そういう少ない人数しか産んでいないわけですから、それで、きょう小学校の統合の話もありましたよね。そうことになっちゃうんですよ、これから。ですから、もっと違う面で子供が、この利根町に生んでくれて、将来的にもこの利根町のために、大きくなって活動してくれるように、いろいろな面で町は考えて、私が言わなくても考えていますから、それは安心しました。ただ、私はこれほどどこかで切らなくちゃいけない支援事業なのかなと思いましたが、これは前から私は思ったんです。それで今回質問しました。終わります。

○議長（船川京子君） 若泉議員の質問が終わりました。

○議長（船川京子君） 以上で本日の議事日程は終了しました。

あす12月14日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時23分散会